

## キャッシュレス・消費者還元事業に係る特約

本特約は、経済産業省が採択する「キャッシュレス・消費者還元事業」（消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業をいい、以下「本事業」といいます）による支援により、ライフカード株式会社（以下「当社」といいます）が、対象会員が対象カードを用いて、対象加盟店においてショッピング利用を行った場合の対象会員に対する還元（以下「本サービス」といいます）の取扱い等に関して定めたものです。

対象会員は、本特約の定めを承認し本特約に従うことを条件として、本サービスの提供を受けることができるものとします。

### 第1条（用語の定義）

1. 「補助金事務局」とは、公募により経済産業省から採択された本事業の執行団体である事務局をいいます。
2. 「対象カード」は第3条に定めるクレジットカードをいいます。
3. 「対象加盟店」とは、本事業への参加する加盟店（Visa、Mastercard、JCB ブランド付帯のクレジットカードによる決済を取扱う法人、店舗等。以下同じ。）をいいます。
4. 「対象会員」とは、対象カードの会員をいいます。
5. 「還元」とは、本サービスに基づき当社が対象会員に対して実施するカード利用代金からの控除等をいいます。
6. 「還元額」とは、本サービスにより対象会員に還元される金額、及びその権利をいいます。
7. 「還元対象利用データ」とは、補助金事務局が当社に対して提供する、還元対象となる対象カードの利用金額に関する情報をいいます。

### 第2条（対象期間）

本サービスの対象期間は、2019年10月1日から2020年6月30日までとします。但し、経済産業省又は補助金事務局が、本事業の始期や終期を変更する場合には、本サービスの対象期間も変更されるものとします。

### 第3条（対象となるショッピング利用）

本サービスの対象となるショッピング利用は、当社が発行するVisa、Mastercard、JCBブランドが付帯するクレジットカードによるショッピング利用となります。なお、これらのクレジットカードに付随して行われるApple Pay決済、Google Pay決済、iD決済も、当該クレジットカードのショッピング利用として、本サービスの対象となります。

但し、本サービスの対象となるショッピング利用は変更される場合があり、変更される場合は当社

ホームページで案内するものとします。

#### 第4条（対象加盟店の確認）

1. 対象会員は、対象カードによるショッピング利用の際、加盟店が対象加盟店であるかについて、当該加盟店に直接問合せ、又は補助金事務局が運営する本事業に関するWEBサイト

(<https://cashless.go.jp/consumer/index.html>) を閲覧し、確認を行うものとします。

2. 対象会員が過失なく、次の①②について誤認した場合であっても、当社は、ショッピング利用の取消、還元又は還元に代替する金銭等の提供を行う義務を負わないものとします。

①加盟店が対象加盟店であるか否か

②各対象加盟店に適用される還元率

#### 第5条（対象外となる取引）

以下の(1)から(8)までの取引のいずれかに関して行われたショッピング利用は、還元の対象外とします。

(1) 消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手類印紙及び物品切手等の売買

(2) 全ての四輪自動車（新車・中古車）の売買

(3) 新築住宅の売買

(4) 当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）及び勝者投票券（オートレース）の売買

(5) 収納代行サービス又は代金引換サービスにかかる取引

(6) 給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、保険金、共済金、株式の配当金やその他出資分配金に関する取引

(7) 解除等により存在しなくなった原因取引に対する支払取引

(8) その他本制度の目的・趣旨から適切でないと経済産業省又は事務局が判断するものに対する支払取引

#### 第6条（還元の方法）

1. 本サービスの対象期間中に、対象会員が対象加盟店で本サービスの対象となるショッピング利用をした場合、当社が対象加盟店毎に定められた還元率（2%又は5%）に基づき還元するものとします。

2. 当社は、対象期間中、毎月1日から末日までに補助金事務局から受領した還元対象利用データを対象会員毎に集計して、翌月のカード利用代金の請求時に還元するものとします。なお、還元額は還元対象となる対象カードのショッピング利用金額に還元率を乗じて算出するものとします（小数点以下切り捨て）。

3. 還元の方法は、原則として対象会員のカード利用代金等の毎月の請求金額より控除する方法とします。また、対象カードのカード利用代金等の請求金額が還元額よりも少ない場合には、当社は対象カードのカード利用代金等の請求額より還元額を控除した後、残った還元額を対象会員

が届け出た金融機関の預金口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、対象会員が預金口座を届け出していない場合は、当社は対象会員に残った還元額を支払う義務を負わないものとします。

4. 第2項に基づき、還元対象利用データより算定した還元額を、毎月15,000円（本人会員・家族会員合計）を上限として還元いたします。

なお、ビジネスカードは代表者様・従業員様への発行枚数に関わらず、1契約あたり合算して毎月15,000円を上限として還元いたします。

5. 対象会員は、第2項及び第3項に関し、下記事項について異議を述べないものとします。

- ①事由の如何を問わず、当社が受領する還元対象利用データに含まれていないショッピング利用が存在することに起因して、還元を受けることができないこと
- ②当社の還元対象利用データを受領する時期がずれたことにより、還元額の支払時期がずれること

#### 第7条（還元額の確認方法）

対象会員は、当社より対象会員に送付するご利用代金明細書又はLIFE-Web Deskにおいて、還元額を確認するものとします。

#### 第8条（還元の条件）

1. 当社は、対象会員が当社に対する支払い（対象カードに係る支払に限らない）を延滞している場合には、当該支払いの延滞解消後に還元を行うものとします。なお、この場合における還元額には利息や遅延損害金を付さないものとします。

2. 当社は、対象会員が還元時に会員資格を喪失（脱会・強制解約）している場合は、還元を行わないものとします。

3. 以下の場合、対象加盟店で対象カードを用いたショッピング利用が本サービスの対象外となることについて、異議を述べないものとします。

- ①第2条に定める対象期間外の利用
- ②対象期間中の利用であっても、当該利用時点において、対象加盟店が本事業への参加の認可前であった場合
- ③対象期間中の利用であっても、当該利用時点において、対象加盟店が本事業の参加資格を取消又は喪失していた場合
- ④当社が補助金事務局より、2020年7月30日までに還元対象利用データが受領できなかった場合
- ⑤対象カードの毎月のカード利用代金の支払方法が、当社の指定する預金口座への振込の場合

#### 第9条（還元の取消）

1. 対象会員は、対象加盟店との間のショッピング利用に係る取引が、取消、解除又は合意解約等により消滅した場合には、技術的に不可能でない限り、対象のショッピング利用を取り消すことでクレジットカード取引システムによる返金を受けるものとし、加盟店から現金による返金を受けて

はならないものとします。

2. 以下に該当する場合、当社は、その対象となったショッピング利用にかかる還元額を取り消します。

①対象加盟店でのショッピング利用を取り消した場合

②還元対象外取引につき誤って還元額が付与された場合

③対象会員が本特約に違反した場合、その他対象会員が還元額を付与される正当な権利を有しないと認められる場合

3. 前項により還元額が取り消された場合において、当該還元額がカード利用代金の控除により既に消滅しているときは、他の還元額と相殺する方法により、処理いたします。なお、他の還元額と相殺することができない場合、当社は当該取り消された還元額と同額の金員を請求するものとします。

4. 対象会員は、前項に基づき当社から取り消された還元額の請求があったときは、当該請求に基づき支払いを行うものとし、この支払いを怠った場合、年 14.6%を乗じた遅延損害金を付して支払うものとします。

5. 還元額の付与後に、還元対象となるカード利用金額の増減が発生した場合であっても、当該還元額の付与月に遡って還元額が増減することはありません。これにより、還元額が第6条第4項に定める還元上限金額を超過し、超過分が無効となる等の不利益が、会員に生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

#### 第10条（不当な取引の禁止等）

対象会員は、自ら又は第三者をして次に定める不当な取引を行ってはならないものとします。

(1)他人の決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本サービスにおける還元に基づく利益を得ること

(2)架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本サービスにおける還元に基づく利益を得ること

(3)商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本サービスによる還元を受けることのみを目的として、ショッピング利用を行い、自己又は他者が本サービスにおける還元に基づく利益を得ること

(4)本サービスの対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本サービスにおける還元に基づく利益を得ること

(5)本サービスの対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本サービスの対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本サービスにおける還元に基づく利益を得ること

(6)本サービスの対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本サービスにおける還元に基づく利益を得させること

(7)その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

#### 第11条（不当取引が発生した場合の措置）

対象会員に帰責する、前条で定める不当な取引が発生したことが判明した場合、当該対象会員について、判明した時点以降の還元を停止します。また、当社は還元を停止した場合には、当該対象会員に対し、対象会員としての登録を取り消すことができますものとし、さらには、当該会員に対し、既に実施した還元の取消や還元相当額の支払いを求めることができるほか、国、補助金事務局又は当社に損失が発生した場合、その生じた損失額に相当する金額を当社は請求することができるものとし、また、当該支払債務には年14.6%を乗じた遅延損害金を付すものとし、

#### 第12条（補助金事務局への届出・利用）

対象会員は、当該対象会員が第10条で定める不当な取引を行った場合、若しくはその疑いがあると当社が判断した場合、当社より補助金事務局に対し、以下①から⑦の情報を届け出されること、ならびに届け出された情報が国、補助金事務局、補助金事務局に認められた登録決済事業者及びそれらの委託先により本事業の実施、不当な取引を行った者の特定、不当な取引に対する損害賠償請求及び不当な取引の防止のために共同利用されることに同意します。

<登録される情報>

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 電話番号
- ④ 住所
- ⑤ カード番号等
- ⑥ カード代金のお引落とし口座
- ⑦ 不当取引又はその疑いがある取引を行った事実

#### 第13条（免責）

1. 補助金事務局が当社に対して提供する還元対象利用データ等の誤り、補助金事務局が運営するシステムなどの不具合、通信回線の障害及び第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、対象会員に付与されるべき還元額が正しく付与できない事象が発生した場合に、当社は、還元額に代替する金銭等の提供を行う義務は負わず、一切の責任を負わないものとし、

2. 対象加盟店、本事業に参加する当社以外の登録決済事業者、補助金事務局等、当社以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた対象会員の損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、

#### 第14条（本特約の有効期間）

本特約の有効期間は2020年12月31日までとします。但し、還元の停止、対象会員としての登録の取り消し、さらには既に実施した還元の取消や還元相当額の返還を求めることのほか、当社が損失額の請求を当該対象会員へ行う場合には、この期間によらず行うことができるものとし、

第15条（本特約及び本サービスの改定）

1. 対象会員は、本事業が国の施策である本制度の一環として行われるものであり、本サービスの内容の変更又は具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを、承諾するものとします。

2. 当社は、本サービスの対象期間中に必要に応じて、本特約及び本サービスの内容を変更できるものとします。また、本特約及び本サービスの内容の変更は、当社がWEBサイト上に公表することにより効力を生ずるものとします。